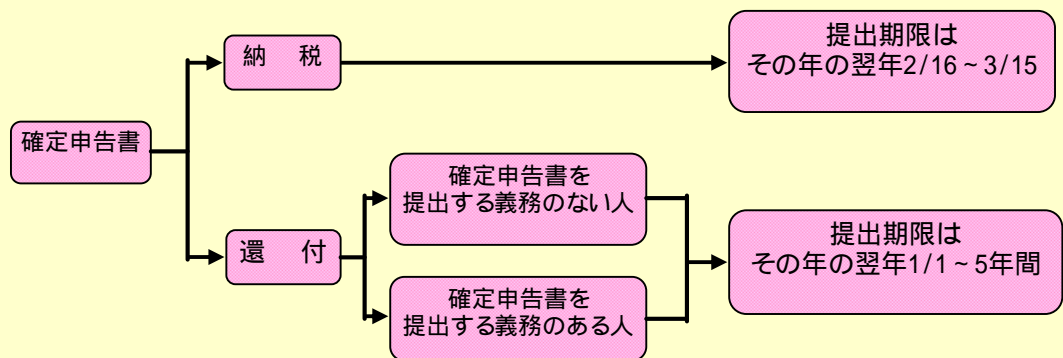


## 所得税】

- [ ] 年金所得者に係る確定申告不要制度の創設  
公的年金等の収入金額が400万円以下で、その年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人について、確定申告が不要になりました。  
(平成23年分以後の所得税について適用)
- [ ] 公的年金等に係る源泉徴収制度の改正  
公的年金等に係る源泉徴収税額の計算で、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦(寡夫)控除が追加されることとされました。  
(平成25年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用)
- [ ] 確定申告書の提出期限の改正  
確定申告義務のある人の還付申告書について、その年の翌年1月1日から提出できることとされました。  
(平成23年分以後の所得税について適用)



- [ ] 源泉所得税の納税地の改正  
給与等の支払事務所等を移転した場合のその移転前の支払に対する源泉所得税の納税地について、移転後の給与等の支払事務所等の所在地とすることとされました。  
(平成24年1月1日以後に、源泉所得税を納付する場合について適用)